



信書便事業の現状

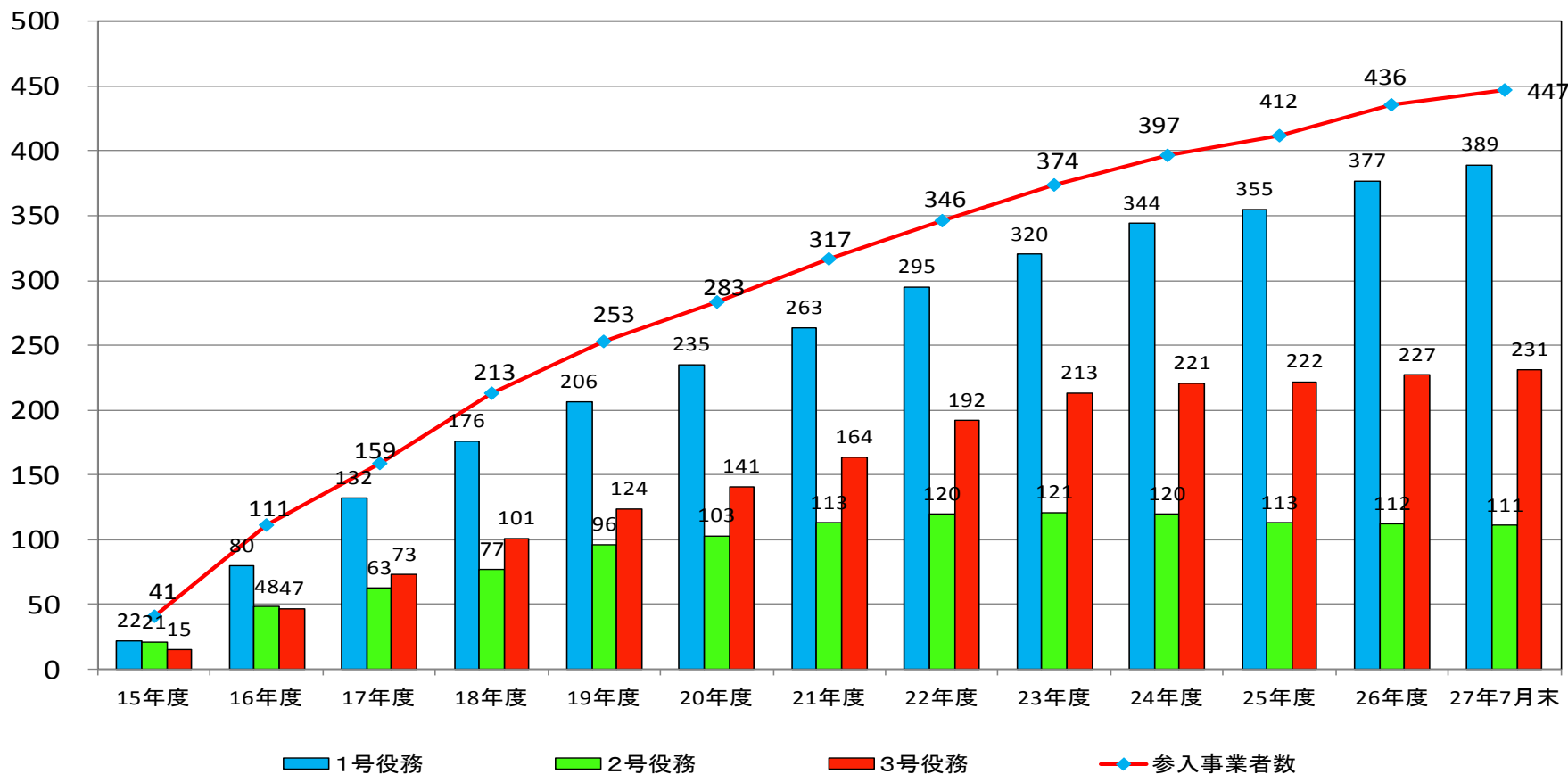
平成27年10月16日
総務省 情報流通行政局
郵政行政部 信書便事業課

1 業界の概況

- 特定信書便事業への参入は平成27年7月末時点で447者。1年平均で約36者が新規に参入。
- 平成26年度の引受信書便物は約1,361万通で、対前年度比1.1倍(約169万通)の増加
- 平成26年度の信書便事業の売上高は約128億円で、対前年度比1.1倍(約13億円)の増加。

(1) 特定信書便事業への参入事業者数及び役務別提供者数※の推移(年度別)

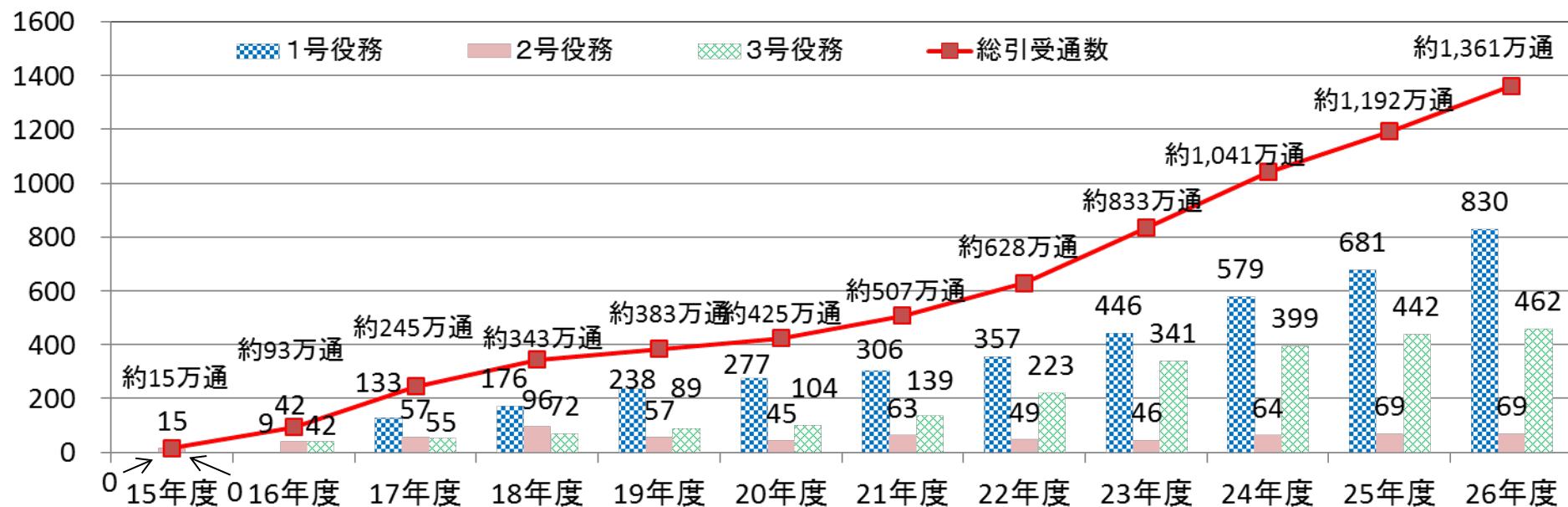
(事業者数)



※複数役務に参入する事業者がいるため、特定信書便事業への参入事業者数とは一致しない。

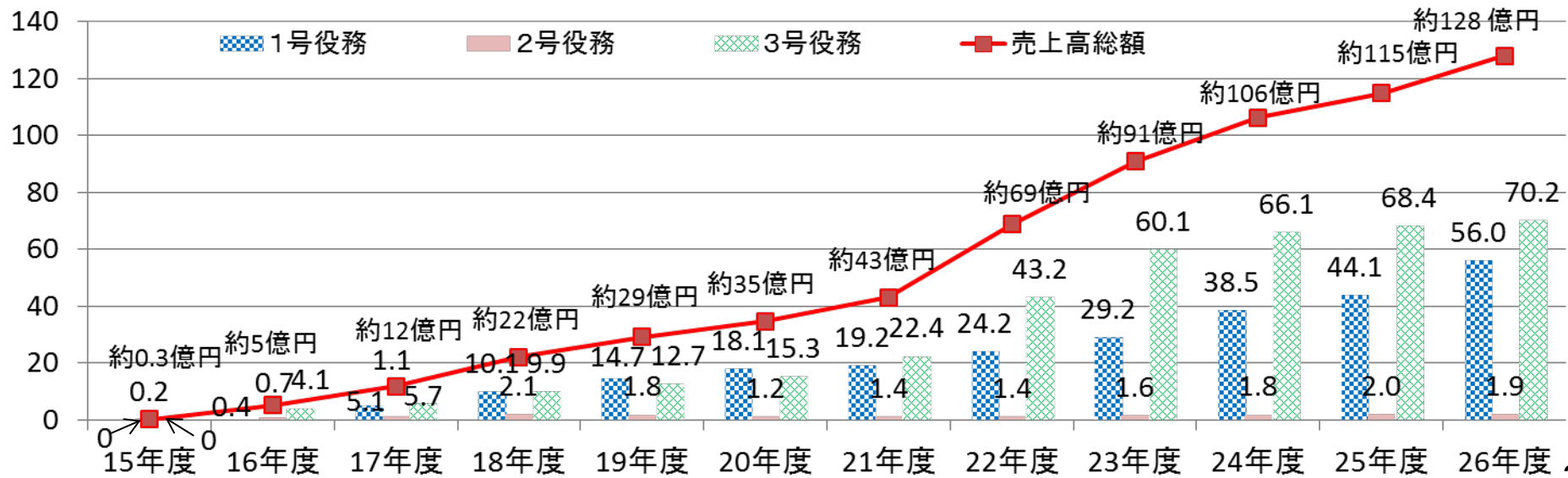
(2) 役務別特定信書便引受通数の推移

(万通)



(3) 役務別特定信書便売上高の推移

(億円)

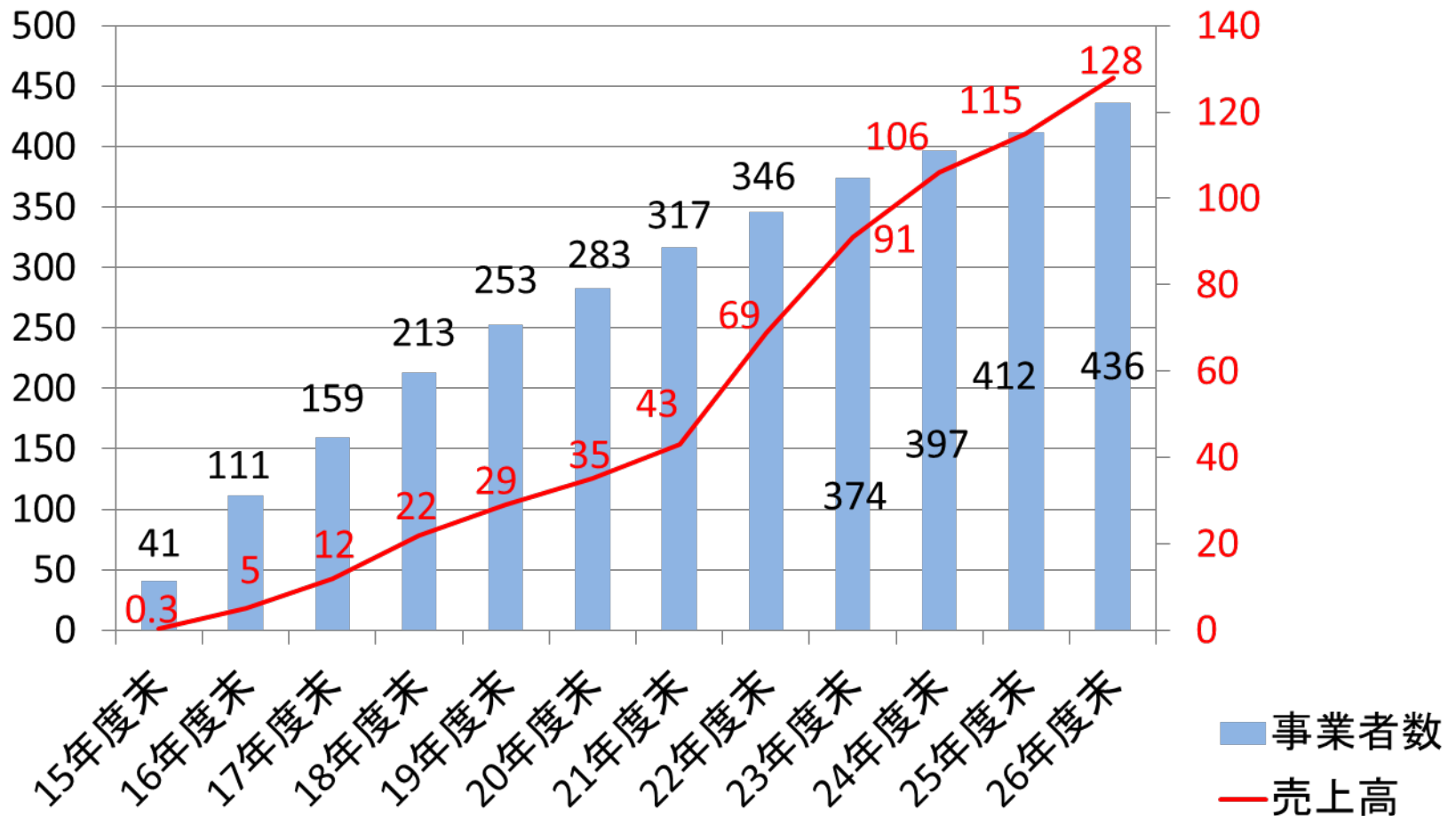


特定信書便事業への参入者数と売上高の推移

最近は、参入事業者の増加率を上回るペースで市場が拡大している。

【事業者数】

【売上高(億円)】



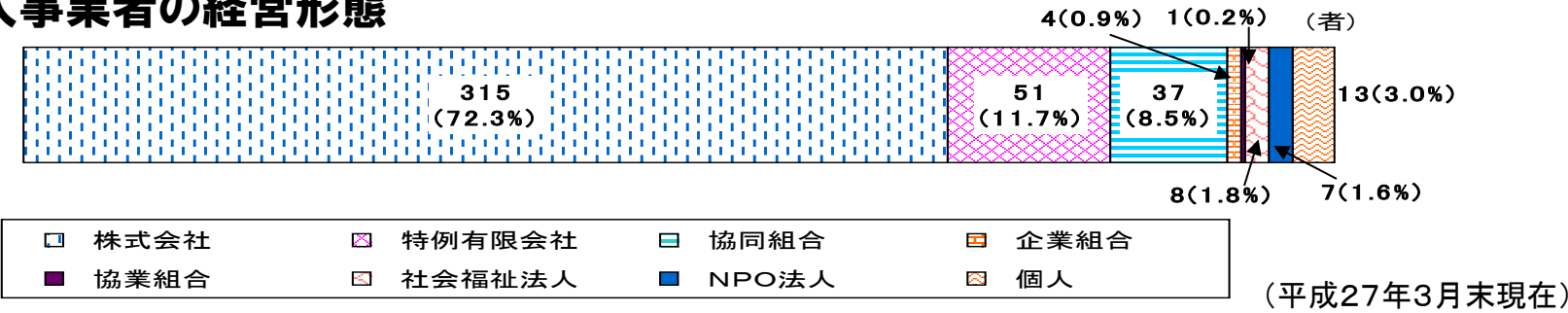
2. サービス提供主体

- 信書便事業では、中堅・中小企業も活躍
- 全国展開型の事業者と地域限定型の事業者があるが、地域→全国の傾向もあり。
- 多様な業界からの参入が特徴

(1) 参入事業者の経営形態

- 会社形態(株式会社、特例有限会社及び合資会社)をとっている者が366者で、全体の84. 0%を占める。
会社形態以外では、協同組合形態が37者(8. 5%)(主に県単位の赤帽軽自動車運送協同組合が参入)、個人が13者(3. 0%)となっている。その他、社会福祉法人8者(1. 8%)、NPO法人7者(1. 6%)等がそれぞれ参入。
- 会社形態の参入事業者を資本金規模別に見ると、85. 0%(311社)が1億円未満の会社であり、中でも1千万円以上1億円未満の会社の割合が一番多く、会社形態の参入事業者の69. 4%(254社)を占める(平成26年度末現在)。

参入事業者の経営形態



参入事業者(会社形態のもの)の資本金規模

資本金	～1千万円未満	～1億円未満	～10億円未満	10億円以上	合計
会社数	57 (15.7%)	254 (69.4%)	43 (11.7%)	12 (3.3%)	366 (100%)

(平成27年3月末現在)

(2) 多様な業界からの参入

- 平成27年7月末の参入事業者447者が行う主たる事業を見ると、貨物運送業が339者と大多数を占め、次いで警備業29者、障がい者福祉事業12者の順。信書便事業に特化しているのは1者のみとなっている。

[主要業種別・参入事業者内訳]

平成27年7月末現在

業種別	事業者数	業種別	事業者数
貨物運送業	339	不動産業	2
警備業	29	印刷業	2
障がい者福祉事業	12	信書送達業	1
ビルメンテナンス業	10	鉄鋼業	1
電気通信サービス業	6	建設業(造園工事)	1
廃棄物処理業	5	その他卸売・小売業	6
旅客運送業	5	その他サービス業	25
情報サービス業	3	—	—
計			447

(3) 地域別参入状況

○ 大都市圏だけでなく、全国に満遍なく事業者が参入している。特定信書便事業者の参入のない県は山梨と高知の2県のみ（平成27年7月末現在）。

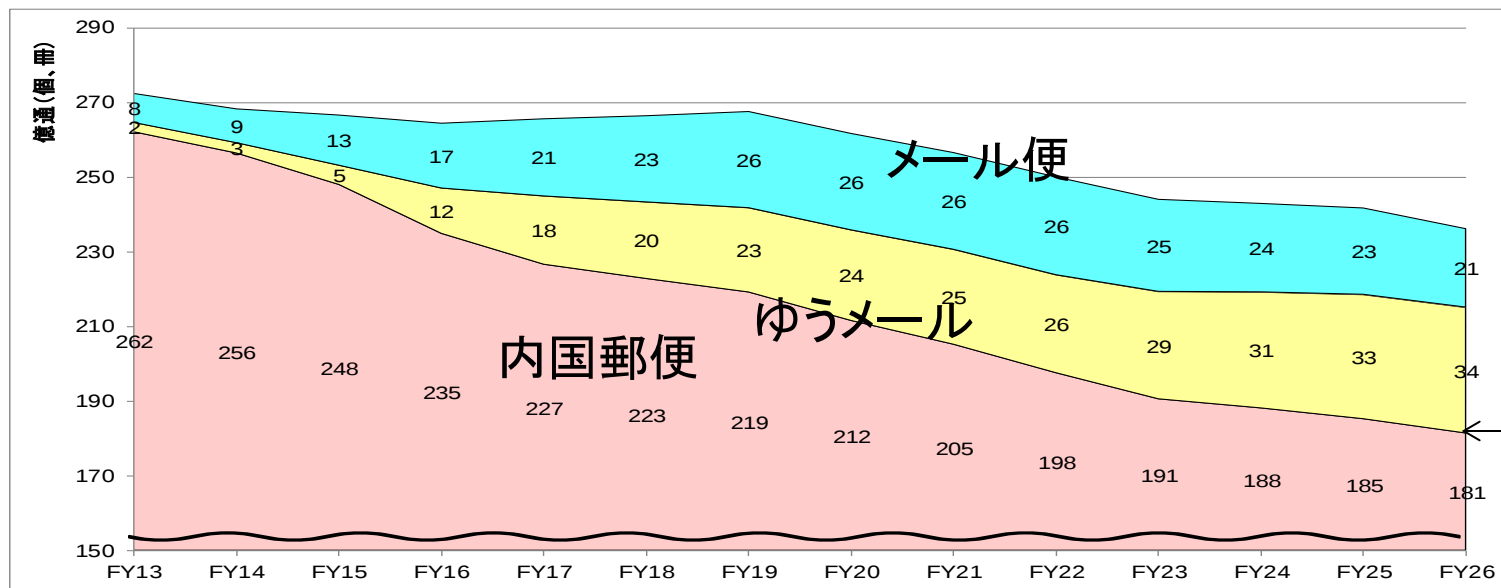
[本社所在地別]

（平成27年7月末現在）

都道府県	参入数	都道府県	参入数	都道府県	参入数	都道府県	参入数
北海道	17	東京	95	滋賀	3	香川	4
青森	3	神奈川	24	京都	9	愛媛	7
岩手	2	山梨	0	大阪	51	高知	0
宮城	3	新潟	5	兵庫	14	福岡	26
秋田	3	長野	4	奈良	3	佐賀	12
山形	2	富山	6	和歌山	1	長崎	9
福島	3	石川	6	鳥取	2	熊本	8
茨城	4	福井	6	島根	7	大分	4
栃木	1	岐阜	3	岡山	8	宮崎	3
群馬	2	静岡	10	広島	14	鹿児島	8
埼玉	13	愛知	20	山口	3	沖縄	9
千葉	4	三重	5	徳島	1	全国	447

(4) 郵便・信書便・メール便の取扱数の推移

〈書状(信書・非信書)などの合計の推移〉



(注)「メール便」とは、書籍、雑誌、商品目録など、比較的軽量の荷物の運送サービスのこと(日本郵便株式会社の「ゆうメール」(旧冊子小包)を除く。)

信書便

(注)信書便は平成15年度に取扱開始

	日本郵便株式会社取扱			信書便	メール便	合計
	内国郵便	ゆうメール	合計			
平成13年度	2,621,590	24,943	2,646,533	-	77,781	2,724,314
平成14年度	2,564,740	27,658	2,592,398	-	90,702	2,683,100
平成15年度	2,480,445	51,583	2,532,028	15	134,478	2,666,521
平成16年度	2,349,350	121,506	2,470,856	93	173,679	2,644,628
平成17年度	2,266,611	182,835	2,449,446	245	206,823	2,656,514
平成18年度	2,228,417	204,947	2,433,364	343	231,011	2,664,718
平成19年度	2,192,190	225,616	2,417,806	383	257,810	2,675,999
平成20年度	2,115,874	242,489	2,358,363	425	258,417	2,617,205
平成21年度	2,052,144	254,063	2,306,207	507	259,215	2,565,929
平成22年度	1,975,794	262,158	2,237,952	628	262,106	2,500,686
平成23年度	1,905,841	287,215	2,193,056	833	246,677	2,440,566
平成24年度	1,881,439	310,124	2,191,563	1,041	237,011	2,429,615
平成25年度	1,852,462	332,421	2,184,883	1,192	231,351	2,417,425
平成26年度	1,814,204	336,194	2,150,399	1,361	210,230	2,361,990

単位: 万通(個、冊)

(出典) 日本郵政グループ
報道資料、国土交通省
報道発表資料等

3. 特定信書便サービスの動向

- 信書便サービスの代表的なものは5類型(公文書集配、企業グループ内便、地域内急送便、電報類似サービス、広域急送便)、信書便サービスによるメリットの実例としては、地方公共団体等によるアウトソーシングによるコスト削減、電報類似サービスの付加価値の多様化など

特定信書便事業における代表的なサービス

		内容	意図・要因	成果
1号(大型)	公文書集配	○ 地方公共団体の本庁・支庁間の公文書を集配。	○ 行政経費削減 ○ 自治体区域拡大に伴う需要の増大 ○ コンプライアンス	○ 経費削減を実現。 ○ 工賃アップ(障がい者支援施設)
	企業グループ内便	○ 企業グループ内部の文書を集配。	○ グループ内アウトソーシング推進 ○ コンプライアンス	○ アウトソーシングによる効率化。
2号(高速)	地域内急送便	○ 信書便物をバイク等で3時間以内に送達。	○ 信書急送需要に対応 ○ 貨物急送の経営資源を活用	○ 近距離の信書急送を実現。在宅勤務の支援の可能性。 ○ 送達時間の制約がない3号への移行。
	電報類似サービス	○ ネット・電話等で引き受けたメッセージを印刷・封緘して送達。	○ 慶弔電信需要の多様化に対応	○ 選択肢拡大による利用者利便増大。
3号(高価)	広域急送便	○ 信書便物を一定時間以内に送達。	○ 信書急送需要に対応	○ 中・長距離の信書急送を実現。
	高セキュリティ便	○ 高セキュリティ対応で貨物追跡が可能	○ コンプライアンス	○ 安心・安全・確実なサービスの提供を実現。

4. 特定信書便マーク

総務省は、平成22年3月5日に、特定信書便事業者であることを示す「特定信書便マーク」を制定。

- 総務省では、特定信書便事業者が信書の取扱が可能であることを明解に示すシンボルマークを制定。
- 特定信書便マークに総務省が期待するもの
 - (1) 利用者が特定信書便事業者を容易に識別可能になる。
 - (2) 特定信書便事業者に対する信頼性の向上を通じ、特定信書便事業全体の活性化に資する。
 - (3) 特定信書便事業者自身の適正な業務運行継続のインセンティブとなる。
- 総務省は、このマークの商標を登録。特定信書便事業者は、総務省の許諾を受けて、無料でこのマークを使用することができる。
- 平成27年8月末現在、特定信書便事業者148者に対して使用を許諾。

[特定信書便マーク]



デザインコンセプト

○平和の象徴であるハトが、「信書」を運んでいる姿を表現したもので、古代から通信を担ってきた伝書鳩が、信書を安全・確実に送り届けることをイメージさせる作品。背景の「ブルー」色は、「希望」「冷静」のイメージ(“Blue Bird”(青い鳥・希望の鳥))から、リボン付きの信書を大切な相手に向けて無事に届ける願いを込めたもの(秋田市の業者の作品)。

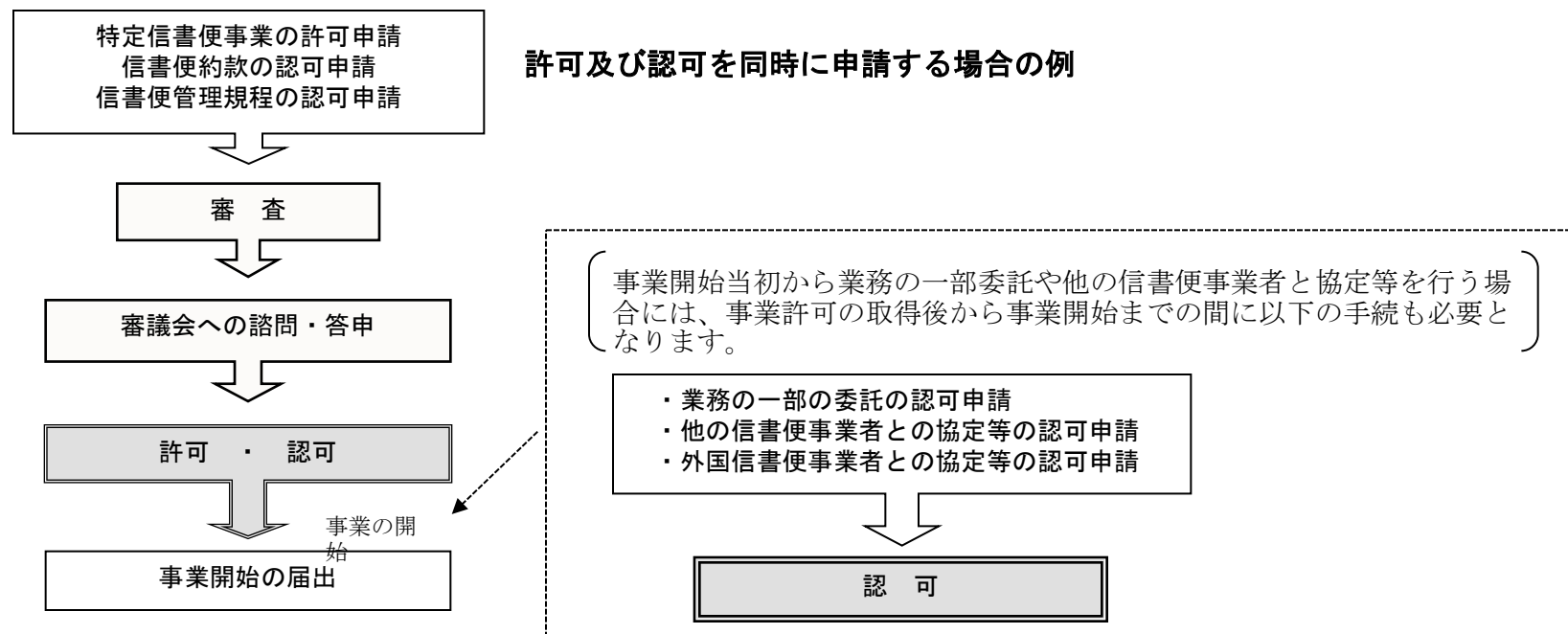
[使用例]



5. 特定信書便事業の許可等

信書便サービスを提供するためには、①信書便事業の許可、②信書便約款(サービスの提供条件について定めたもの)の認可、③信書便管理規程(信書便物の秘密を保護するための業務上の管理方法について定めたもの)の認可、を得ることが必要となります。

〈特定信書便事業の開始までの手続〉



(1) 参入した信書便事業者が遵守しなければならない事項

○信書便法では、次の事項を遵守することが規定されています。

検閲の禁止・秘密の保護

- 憲法の規定を踏まえ、信書便法では「取扱中に係る信書便物の検閲は、してはならない」とされています。
- また、信書便事業者の「取扱中に係る信書の秘密は、侵してはならない」とされており、具体的には信書の内容、差出人・受取人の住所・氏名、その他信書に関する一切の事項を差出人・受取人の承諾なく他人に知らせることはできません。
- 更に、「在職中信書便物に関して知り得た他人の秘密を守らなければならない」とされており、具体的には信書の内容、差出人・受取人の住所・氏名、信書便物の有無、取扱年月日、種類、通数、その他通信の構成要素のすべてを差出人・受取人の承諾なく他人に知らせることはできません。退職後も同じです。
- これら「取扱中に係る信書の秘密」「他人の秘密」については、捜査機関からの問い合わせであっても、裁判所が発行する令状によらなければ応答できないことになっています。

信書便物であることの表示

- 信書便物には信書の秘密の保護が求められることから、信書の秘密の保護が求められているものであることを明確にするため、信書便物であることの表示が義務付けられています。

事業計画の遵守義務

- 信書便事業者は、その業務を行う場合には、第6条の許可に係る事業計画に定めるところに従わなければなりません。

還付できない信書便物の措置

- 信書便物が何らかの理由で受取人に渡すことも差出人に返すことができなかった場合、一定の方法により信書便物を開くことができます。
- それでもなお受取人に渡すことも差出人に返すことができなかった場合は、施錠できる場所に保管することなどが求められています。

(2) 信書便管理規程による所属長、信書便管理者等の役割

信書便管理規程においては、所属長、信書便管理者、信書便の業務従事者の役割が規定されています。

所属長



- ①全社的な総合調整(信書便管理者の職務の遂行を指導、調整)
- ②信書便管理者の選任
- ③信書便管理者不在時の措置
- ④複数選任した場合の職務の分担
- ⑤信書便管理者の解任

- ①信書便の業務方法に関する意見の具申、助言、協力
 - ②規程の改正等への意見
 - ③教育・訓練の計画作成に関する意見の具申、助言、協力
 - ④所管官庁への報告書の審査への参画
- ※②及び④は、規程では所属長と明示されていない

信書便管理者



- ①信書便の業務の監督
- ②顧客情報等及び信書便物の管理
- ③還付できない信書便物の開披の立ち会い
- ④事故原因等の究明
- ⑤総務省検査の立ち会い
- ⑥規程の実施状況の把握
- ⑦顧客情報の管理補助者の指定
- ⑧事故発生時の報告に基づく指図、記録
- ⑨捜査の協力の指図

信書便業務従事者



- ①作業方法の遵守(引受け、送達、配達、転送・還付、還付できない信書便物の管理等)
- ②顧客情報の取扱い
- ③事故発生時等の措置
- ④教育・訓練の受講

(3) 事業開始後に必要な手続き

信書便事業開始後において、必要となる手続き等があります。手続きには必ず行うものと、必要な場合に行うものとに分かれています。

必ず必要な手続き

報告

① 営業報告書

- ・毎事業年度の経過後100日以内に営業の概況を報告する必要があります。

② 事業実績報告書

- ・毎年7月10日までに、信書便物の引受通数や営業収入、紛失その他の事故の状況等を報告する必要があります。

検査

事業開始後初めて信書便物の引受実績があった場合に立入検査が行われます。

検査で適正と判断されると、それ以降は3～5年おきに自主点検を行ってその結果を総務省に報告することとなっています。

なお、適正でない場合は翌年度に立入検査を行います。また、重大な事故などが発生した場合は、随時立入検査を行うことがあります。

必要な場合に行う手続き

事業計画の変更の認可

- ・提供する役務の種類や信書便物の引受け・配達条件などを明記した事業計画は信書便事業を営む基礎となるものであり、変更する場合は総務大臣の認可が必要となります。（ただし、軽微な事項は届出となります。）

信書便約款の変更の認可

- ・信書便約款は、信書の秘密の保護をはじめとする信書の送達役務の本質的な提供条件について定めたものであり、変更する場合は総務大臣の認可が必要となります。

信書便管理規程の変更の認可

- ・信書便管理規程は、信書便物の秘密を保護するため信書便の業務の管理に関する事項を定めたものであり、変更する場合は総務大臣の認可が必要となります。

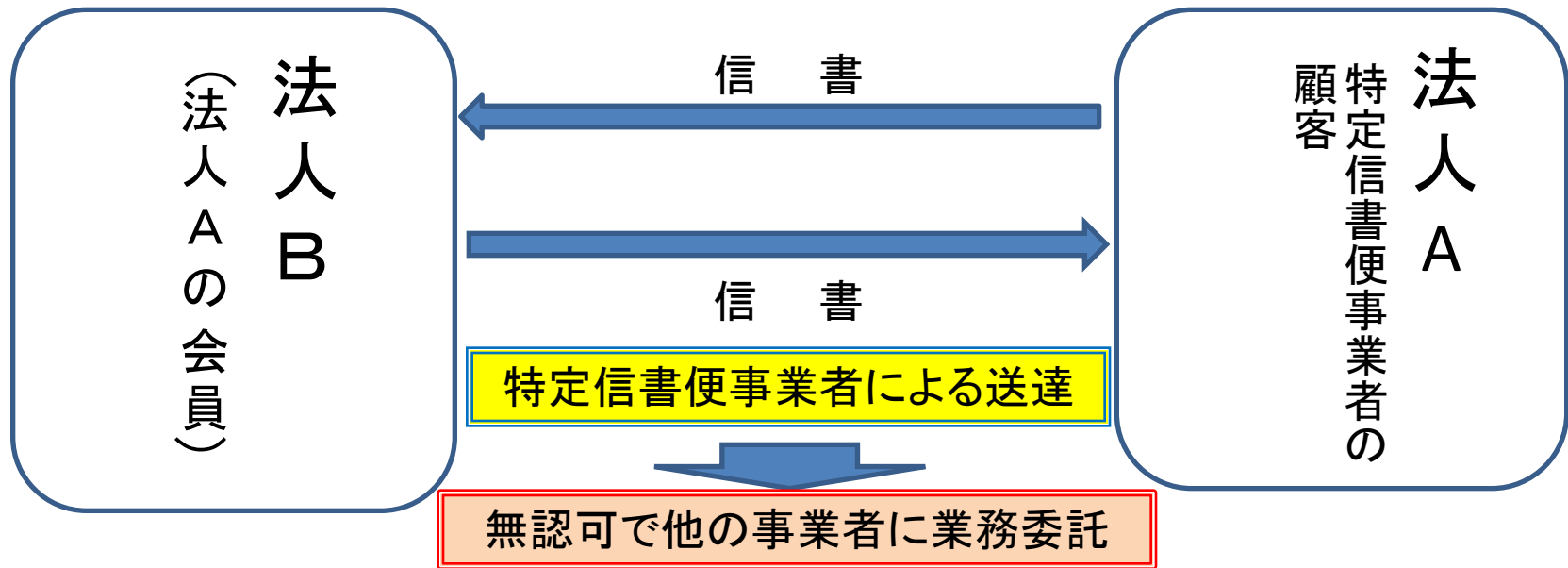
※そのほか、業務委託や協定、事業の譲渡・譲受、氏名・名称及び住所等の変更、事業の休止・廃止等の場合には、手続きが必要です。



総務省

【参考】 特定信書便事業者の無認可の業務委託による役務提供の実例

当該特定信書便事業者は、役務提供契約を解約せざるを得ない状況となり、結果として、これまで長く付き合いのあった重要な顧客を失った。



【信書便法 (民間事業者による信書の送達に関する法律)(平成14年法律第99号)関係条文】

(事業の許可)

第二十九条 特定信書便事業を営もうとする者は、総務大臣の許可を受けなければならない。

(業務の委託)

第二十三条 一般信書便事業者は、信書便の業務の一部を委託しようとするときは、総務大臣の認可を受けなければならない。

2 (略)

(許可の取消し等)

第二十八条 総務大臣は、一般信書便事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、六月以内において期間を定めて事業の全部若しくは一部の停止を命じ、又は第六条の許可を取り消すことができる。

一 この法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分又は許可若しくは認可に付した条件に違反したとき。

二 (略)

第五章 罰則

第四十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

一～五 (略)

六 **第二十三条第一項**(第三十三条において準用する場合を含む。)の規定に違反して信書便の業務の一部を委託した者

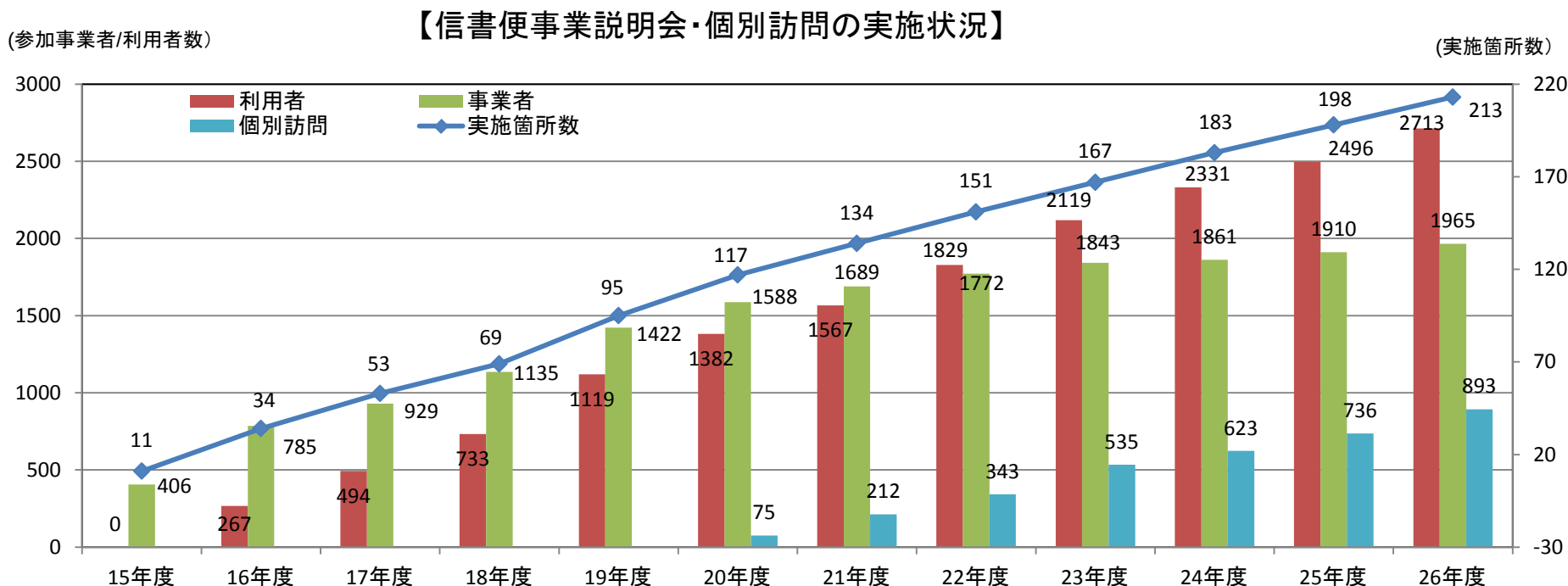
七～十(略)

6. 総務省の周知広報活動

- 平成27年度は、総務本省又は総合通信局等において、信書便事業説明会及び個別訪問活動、信書便年報の発行、周知用ポスター等の作成等の各種施策を実施。

(1) 信書便事業説明会及び個別訪問活動の実績

- 総合通信局等では、「利用者」や「事業者」を対象とした信書便制度説明会を開催。
- ・「利用者」向け: 信書の定義、特定信書便事業の概要、信書便事業者の提供するサービスの種類や利用方法等を説明
 - ・「事業者」向け: 信書の定義、特定信書便事業の概要、信書便事業を開始するための具体的な手続等を説明



平成27年度信書便制度説明会の実施状況(予定)

管内	説明対象	開催日時	場所・会場
北海道総合通信局	利用者及び事業者	平成27年10月28日(水) 14:00～16:00	北海道総合通信局(札幌市)
北海道総合通信局	利用者及び事業者	平成27年11月10日(火) 14:30～16:30	稚内市役所(稚内市)
東北総合通信局	利用者及び事業者	平成27年6月25日(木) 14:00～15:40	コラッセふくしま(福島市)
東北総合通信局	利用者及び事業者	平成27年6月26日(金) 14:00～15:40	郡山市民交流プラザ(郡山市)
東北総合通信局	利用者及び事業者	平成28年1月29日(金) 14:00～16:00	仙台第2合同庁舎(仙台市)
信越総合通信局	利用者及び事業者	平成27年7月2日(木) 14:00～15:30	信越総合通信局(長野市)
信越総合通信局	利用者及び事業者	平成27年7月3日(金) 14:00～15:30	松本市駅前会館(松本市)
信越総合通信局	利用者及び事業者	平成27年11月19日(木) 14:00～15:30	クロスパルにいがた(新潟市)
北陸総合通信局	利用者及び事業者	平成27年9月9日(水) 14:00～15:15	富山県民会館(富山市)
北陸総合通信局	利用者及び事業者	第3～第4四半期	北陸総合通信局(金沢市:予定)
東海総合通信局	利用者及び事業者	平成27年11月12日(木) 10:00～16:00	東海総合通信局(名古屋市)
近畿総合通信局	利用者	平成28年3月1日(火) 14:00～16:00	兵庫県民会館(神戸市:予定)
中国総合通信局	利用者及び事業者	平成27年9月2日(水) 14:00～16:00	萩市民館(萩市)
中国総合通信局	利用者及び事業者	平成27年11月11日(水) 13:30～15:30	呉市海軍歴史科学館(呉市)
四国総合通信局	利用者及び事業者	平成27年6月11日(木) 14:00～16:00	四国総合通信局(松山市)
四国総合通信局	利用者及び事業者	第4四半期	未定
沖縄総合通信事務所	利用者及び事業者	平成27年11月18日(水) 14:00～16:00	沖縄県立博物館・美術館(那覇市)

※今後開催予定の説明会については、開催日時・場所が変更することがありますので、ご注意願います。

(2) 信書便年報の発行

今年度も引き続き信書便年報を発行し、信書便事業の現状について、説明やデータを掲載する他、代表的なサービス例、利用者・事業者へのインタビュー記事等のトピックスを織り交ぜて紹介。

都道府県及び市以上の自治体並びに都道府県及び特例市以上の図書館、信書便事業者説明会参加者、個別訪問活動の訪問先等に配布。

なお、総務省のHPに全文を掲載。

(URL:<http://www.soumu.go.jp/yusei/nenpou.html>)



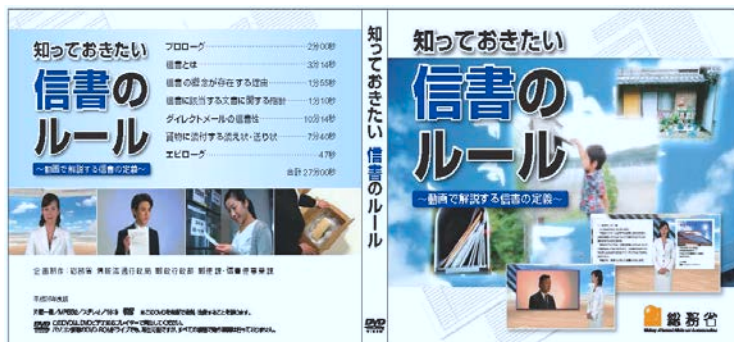
信書便年報(平成26年度版)

(3) 周知用ポスター等の作成他

信書差出しルールを一般国民に広く知ってもらうことを目的に、周知用ポスター(B2判)と縮小版チラシを作成。

都道府県及び市以上の地方自治体、郵便局等、信書便事業者、個別訪問活動の訪問先にポスターを配布し、掲示を依頼。

また、知っておきたい信書のルール～動画で解説する信書の定義～を、総務省のHPに動画で掲載。



DVD(知っておきたい信書のルール)



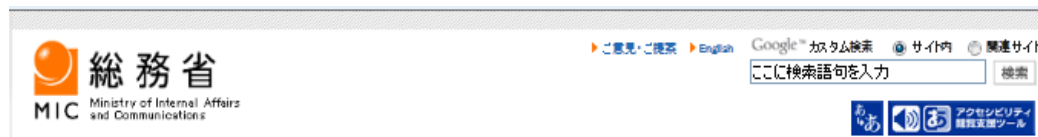
信書制度周知用ポスター
(平成27年度版)

信書便事業に関する情報（HPのご案内）

「信書便事業のページ」で検索して下さい → 信書便事業のページ

検索

（又はこちらのURLを入力 http://www.soumu.go.jp/yusei/shinsyo_top.html）



総務省トップ > 政策 > 国民生活と安心・安全 > 信書便事業のページ

郵政行政

- ▶ 郵政行政
- ▶ 郵政改革
- ▶ 郵政事業
- ▶ 信書便事業
- ▶ 郵政行政消費者相談

郵政改革

郵政民営化推進本部

郵政民営化委員会

日本郵政株式会社

独立行政法人 郵便貯金
・簡易生命保険管理機構

信書便事業のページ

制度について

- ・ 信書便制度について
- ・ 動画
知っておきたい信書のルール～動画で解説する信書の定義～
 - ・ フローバンド(WMV)
 - ・ フローバンド(WMV)
 - ・ YouTube
- ・ **信書のガイドライン**
- ・ 信書便関連法令
- ・ 信書便事業分野における個人情報の保護について

事業許可申請に関すること

- ・ 申請の手続について
- ・ 信書便事業に関する申請等の手引
- ・ 許可申請等の申請先及び問い合わせ先

統計資料

- ・ 信書便年報

その他

- ・ 信書便事業説明会の開催について
- ・ 信書便事業者との意見交換会
- ・ 特定信書便マールについて
- ・ 信書便事業者一覧

■プリペイドカードの類

【類例】商品券、図書券、◇プリントアウトした電子チケット

■乗車券の類

【類例】航空券、定期券、入場券

■クレジットカードの類

【類例】キャッシュカード、ローンカード

■会員カードの類

【類例】入会証、ポイントカード、マイレージカード

■ダイレクトメール

- ・ 専ら街頭における配布や新聞所り込みを前提として作成されるチラシのようなもの
- ・ 専ら店頭における配布を前提として作成されるパンフレットやリーフレットのようなもの

■その他

◇説明書の類(市販の食品・医薬品・家庭用又は事業用の機器・ソフトウェアなどの取扱説明書・解説書・仕様書、定款、約款、目録見書)、◇求人票、◇配送伝票、◇名刺、◇パスポート、◇振込用紙、◇出勤簿、◇ナンバープレート

より詳しく知りたい方へ

- ・ **「信書に該当する文書に関する指針」** (平成26年4月1日更新)
- ・ **「信書に該当する文書に関する指針」Q&A集** (平成26年5月7日更新)
- ・ 「信書に該当する文書に関する指針(案)」パブリックコメントにおける御意見に対する総務省の考え方

7. 信書便事業者協会について

- 設立日：平成23年(2011年)9月6日(平成25年1月4日に一般社団法人化)
- 目的：信書便事業者同士の情報交換・連携、業界全体の活性化により、利用者への更なるサービスの向上や協会員の事業拡大の機会を拡げること
- 会員数：101者(平成27年7月末現在の全信書便事業者数は447者)
- 会長及び役員(敬称略)
 - [会長]伊東 博
 - [副会長]高橋 泉(株)KSGインターナショナル 代表取締役)
 - [理事]笠松 利紀(毎日軽自動車運送事業協同組合 代表理事)
吉井 賢一(総合警備保障(株) ブロードマーケット営業室長)
矢形 修己(株)ヤガタ 代表取締役)
 - [監事]本木 英朗(赤帽首都圏軽自動車運送協同組合 理事長)
高野瀬 明郎(株)ヒューモニー 代表取締役)
- 事務局：大阪市北区梅田
- 平成26事業年度の活動内容：信書便市場の活性化に関する有識者委員会の開催、信書便管理者実務講習会の開催、各種広報活動等
- 総務省のスタンス：
信書便事業については、関係行政機関等との連携の下、協会を通じた業務の適正な運営の確保が重要。事業者全体のレベルアップを図るとともに、業界全体をリードしうる優良な事業者育成への尽力を期待。

御清聴ありがとうございました。